

新城市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと診断された若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援し、患者及びその家族の経済的負担の軽減を図るため、若年がん患者に対し、市の予算の範囲内で交付する新城市若年がん患者在宅療養支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第4条に規定する申請の時から次条に規定する在宅サービス等の利用時までにおいて、新城市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 在宅サービス等の利用時点において、年齢が0歳以上40歳未満の者（ただし、第3条の補助対象経費②及び③の利用については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない者に限る。）
- (3) がん患者（医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された者に限る。）
- (4) 在宅生活の支援及び介護が必要な者

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、下表に掲げるとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
①在宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、その他必要と認められるもの）にかかる利用料	補助対象経費①～③を 合計した額の9割 (上限額5万4千円/月)
②福祉用具の貸与にかかる費用	
③福祉用具の購入にかかる費用	

(補助金の申請)

第4条 第2条に定める補助対象者であって、補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新城市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書（様式第1）に新城市若年がん患者在宅療養支援事業意見書（様式第2）又は第2条第3号に該当することを確認することができる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(医師の意見の聴取)

第5条 市長は、必要と認める場合には、申請者について医師の意見を求めることができるものとする。

(補助金の決定及び通知)

第6条 市長は、第4条の申請があったときは、その内容について審査し、当該補助金を交付すべきものと認めたときは、新城市若年がん患者在宅療養支援事業交付決定通知書(様式第3)、補助金を交付しない決定をしたときは、新城市若年がん患者在宅療養支援事業交付不承認通知書(様式第4)により、申請者に対し通知するものとする。

(変更等の届出義務)

第7条 申請者は、支援事業の利用期間中において、次の各号のいずれかに該当したときは、新城市若年がん患者在宅療養支援事業変更(廃止)申請書(様式第5)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所等申請内容に変更が生じたとき
- (2) 支援事業を利用する必要がなくなったとき
- (3) 第2条各号に定める対象者に該当しなくなったとき

(変更決定及び変更通知)

第8条 市長は、前条に定める新城市若年がん患者在宅療養支援事業変更(廃止)申請書(様式第5)を受理したときは、速やかに変更又は廃止の可否を決定し、新城市若年がん患者在宅療養支援事業変更(廃止)決定通知書(様式第6)又は新城市若年がん患者在宅療養支援事業変更(廃止)不承認通知書(様式第7)により、申請者に通知するものとする。

(利用の中止又は取消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の利用を中止し、又は取り消すことができるものとする。

- (1) 疾病等により支援事業を行うことが困難であると認められるとき
- (2) 市長が支援事業を利用することについて適当でないと認めるとき

2 市長は、前項に定める支援事業の中止又は取消しをしたときは、新城市若年がん患者在宅療養支援事業利用取消(中止)通知書(様式第10)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 第6条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者が在宅サービス等を利用した日の属する月の翌月から原則6か月以内に、新城市若年がん患者在宅療養支援事業交付請求書(様式第8)に必要な書類を添付して、市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 市長は、前条に定める請求があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の支給を受けた者に対し、その全部又は一部を返還させることができる。

(関係台帳の整備)

第 13 条 市長は、補助金の交付の決定の状況を明らかにしておくため、台帳を備え、必要な事項を記載しておくこととする。

(個人情報の取扱い等)

第 14 条 市は、本事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに充分留意するとともに申請者及びその家族の心情に充分配慮した対応を取るものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。